平成２６年（フ）第５５１号
京都市南区吉祥院宮ノ東町14番地　グレース安田Ⅱ205、前住所京都市伏見区醍醐南西裏町10番地146
債務者　中岸ひろみ
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７３５号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地７　ムービーハイツ太秦303号、前住所京都府向日市寺戸町小佃10番地の２　福井マンション３階306号
債務者　森本　等麻
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４３号
京都市南区久世大築町143番地　市営住宅７棟502号
債務者　椿本　英祐
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
兵庫県姫路市御国野町御着698番地５
債務者　中川　勝仁
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市青山西２丁目22番23―301号第二青山ハイツ、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目12番６―416号　プレジデント青山
債務者　山口　義之
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３８３号
広島市南区仁保１丁目19番１号
債務者　峰　モトコ
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２６号
福岡県糸島市志摩御床2150番地26
債務者　山道　末男
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９６号
福岡県糸島市篠原東１丁目７番20号　201
債務者　淵上沙登美
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１２号
福岡県朝倉市甘木1175番地３　メリディアン大地102号
債務者　丸山　友実
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２２号
福岡県大野城市山田４丁目10番１号　Ａｍｉｘ・Ｋ201号
債務者　中田　峰子（旧姓上園）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２３号
福岡県朝倉市堤1079番地１　ゆうハイムＢ棟206号
債務者　渡邉　耕平
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５１号
福岡県春日市春日９丁目107番地　梶谷剛方
債務者　松元　明子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５６号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府372番地１　オード・シェル205号
債務者　近藤　律子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５７号
福岡市東区香椎浜３丁目３番３―317号
債務者　福山　政利
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５８号
福岡市東区香椎浜３丁目３番３―317号
債務者　福山　初代
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５９号
福岡県糟屋郡志免町別府東１丁目８番26号
債務者　村上　初美
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６３号
福岡市東区若宮５丁目21番２―201号
債務者　犬塚　美幸
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部